

第三章
近

世

史料解説

一、近世史料の所蔵者について

本史料集は楽々浦の瀬崎藤右衛門、今津の上崎茂、桃島の秦忠雄の三家を中心に今津の加藤二郎、上山の岩本徳兵衛、豊岡の峰高行弘、畠上の淨徳寺等の個人所蔵者の好意ある古文書の提供と戸島区区有文書、今津公民館文書、来日公民館文書、桃島公民館文書、結区区有文書、飯谷区区有文書等各区有文書の提示にみられる積極的な協力によって生れたものである。中でも、瀬崎家文書・上崎家文書・秦家文書・戸島区文書は厖大な量にのぼり、しかも、その中には貴重な文書が数多く含まれている。しかし、『城崎町史』につづく『城崎町史史料編』として、そのものの本質から特定の所蔵者の文書や一部の区有文書に片寄らないようにする必要があり、できるだけ多くの所蔵者や区有文書を収載するように留意した。同じ種類の、同じ内容の文書であれば収録数の少ない所蔵者を優先することを考慮したが、結果としては、後述するようく質量とともに沢山の文書を所蔵しているものの中から多くの史料を収載することになった。

二、近世史料の概要

1、近世史料の構成

近世史料は前述したように、予想以上の厖大な古文書から貴重と思われるものについて厳選し、その史

料の存在状況をもとに近世史料の構成を作り編集していくものである。

編集を終えるまで、厖大な古文書であつただけにその解説は大変な努力と苦労を要するものであった。

本史料編に載せた史料の何倍もの古文書の解説は一朝一夕になしいうるものではない。昭和五十七年以来四年余りにわたる武庫川女子大学文学部教育学科の安達ゼミの学生たちの協力によつてできたものである。暑い夏期の休み中や十二月のクリスマス前後の冬休みに、学生たちは懸命に頑張ってくれた。その学生は延べ人数で一三〇名にも達する。

史料編の目次にしめた近世の城崎町の歴史の流れは町内に保存されている古文書そのものであると考えて差支えない。貴重と思われる古文書についてもそのすべてが本史料編に収載できたわけではない。例えば、村の姿をとらえるのに不可欠な「明細帳」についても、細目次にしめた六点だけでなく、数倍の点数があつた。しかし、そのすべてを収載することは不可能であり、各村から年代の古い一冊を選ぶことになった。こうした苦しい史料選択は他の古文書についても同様であった。また、貴重な古文書の場合には同じ種類の文書が多くの所蔵者から出てくることも少なくなかつた。例えば、「定免制」についての訴訟文書や凶作に伴う「破免願い」は農民の窮状に係わるものであり、各村に共通する問題であり、同じ種類の文書が多くの村の文書の中にあるのは当然であった。また、幕府巡見使への「城崎郡五〇カ村物百姓の訴え」のような文書は但馬全域の農民の叫びであり、多くの村の貴重文書として大事に保存されてきた。こうした場合に各所蔵者の中から一点を選び収載するように努めた。

2、近世史料の概要

(1) 村々の概要—検地帳と明細帳

城崎町史の基礎史料として領主関係文書や検地の実施、村明細帳等々の史料（一～二八）を最初に載せた。（一）内の数字は細目次の史料番号である）領主支配をしめす史料としては「今津村の領主年代記」（一）があり、承応三年（一六五四）から寛政十二年（一八〇〇）まで一五〇年におよぶ領主・代官名が記載されている。また「城崎支配日記」（二）も豊岡城造営の天正八年（一五八〇）から文化十四年（一八一七）までの二三〇年余の領主支配の変遷を記している。この文書は後半に寛文六年（一六六六）から天明八年（一七八八）までの変事を細かく記載している。例えば、宝永元年（一七〇四）、明和六年（一七六九）の兩度にわたる「伊勢ぬけ参り」のことや凶作・飢饉の状況も記しており、興味ぶかい。「牢番の費用と牢の経費」「番人の諸費用の書上げ」（六）に関する史料は江戸時代における牢番制や牢番の費用、番人（番非人）の活動の状況とそれに伴う諸経費が詳しく記されている。とくに「番人の諸費用の書上げ」においては各地の番人や番人頭（番非人頭）の分布や番人の広範囲にわたる役割分担など解明できる記録である。検地帳と城崎町内からは文禄・慶長期の「古檢」に関する史料を発見することはできなかつた。但地詰帳馬国における「古檢」として「寛永檢地」を指す史料もあるが、その寛永檢地帳もなく、延宝四年（一六七六）の「地詰帳」、同五年の「田畠反別帳」が一番古いものであつた。延宝の總檢地は延宝五～七年に実施されたものであるが、四年の「地詰帳」には地字のところに並記されている「古檢」や「分米」「石盛」等の記載がすべてなく、形式的には不完全なものである。

村々の様子 江戸時代の村々の様子を知る絶好の史料が明細帳である。明細帳はその名のしめすとおり
明細帳 村高・貢租・用水・山村入会・家数・人口・農間稼ぎ・寺院・神事などを調査し役所に提出
出したものである。

延享元～三年（一七四四～四六）に作成された二冊をあげているが、これは恐らく、幕府巡見使あてに
提出したものと同類と考えられるが、一般的には領主や代官の廻村や領主の代替りなどの場合に差し出す
ものであった。

戸数と 宗門改帳は厳しくなったキリスト教禁止と関連して住民の宗旨を調べ、キリスト教徒を摘
人口の変遷 発するため作成されたものであった。したがって、宗門帳には、キリスト教が邪宗門であ
り、決して油断してはならず、その制禁を犯せば庄屋・年寄・五人組まで罪科に処せらるべき旨の前書き
があり、そのつぎに村民が家ごとに全員書きあげられ、最後に寺院がキリスト教徒でない旨の証明をし、
請状が記されている。この宗門帳は実際には戸籍の役割を果したわけで村役人が保管し、原則として毎年
作成させたといわれているが、城崎町の各村には宗門改帳は殆んど残されてはいない。安永六年（一七七
七）久美浜代官万年七郎右衛門が丹後・但馬の郡惣代庄屋あてに、寛文年中（一六六一～）より安永五年
までの宗門帳の提出を求めた（一九）時にも惣代庄屋は、新しい宗門帳を差し出せばあとは不用のものと
心得て保存することはしていない、と返事していることにより、その当時すでに各年代の宗門帳は保管さ
れていたと考えられる。文久二年（一八六二）の樂々浦の宗門帳は城崎町域ではめずらしく、記載
形式も備わったもので土地保有・家族構成・年齢構成・奉公人・本百姓・無高・水呑百姓等々が記載され、
貴重な史料である。奉公人関係では貧しい百姓家の女子は遠く京都へ、男子は近隣村内の百姓家へ年季奉

公に出かけていることがわかる。また、「九日市村宗門改帳」(二三)ではその檀那寺が法華宗の勝妙寺をはじめ、妙楽寺村の真言宗妙楽寺、豊岡町の浄土宗来迎寺、淨土真宗德証寺、出石町の同宗福成寺、氣多郡土測村の浄土宗専念寺、八代村の同宗光顯寺等七カ寺に分かれている。九日市村の形成、発展の過程の中で各村からの出作移住があつた歴史をしめしている。この宗門帳の中で注目すべきは宗門帳作成に際し、「茶筅宗門御改帳」「非人番宗旨御改帳」として「茶筅」「非人」を末尾に一括して記載して戸籍の中に身分差別的な扱いを固定しようとしていることである。

「森組十三カ村の家数、人數書上帳」(二六)は寛政三年(一七九二)から慶応三年(一八六七)まで七〇年間の人口の変遷・婚姻・出生の年度ごとの実態を伝えている。

(2) 年貢の納入—定免・増免

農民生活に最も重要なことは年貢の負担とその納入法の問題であつた。年貢納入の状況をみるため「年貢免狀」と「年貢皆済目録」を載せている。城崎地方の年貢免狀に小物成が明示されてくるのは比較的おそらく、享保期に入つてからであり(三一)、その主なものは山役・川役・楮役こうを・綿代等であった。その小物成の内容について細かく書きあげた「書付」(三三)は興味ぶかい史料である。これとならんで、年貢諸役の内容を具体的にしめしているのが「桃嶋村の百姓持高と年貢諸役の負担」(四三)である。但馬国城崎郡・二方郡・氣多郡・養父郡ではすでに年貢諸役は銀納であつたが、(三七)、この文書で本年貢・小物成・諸役すべて代銀納であり、初納・式納・三納と三回に分けて上納していることがわかる。また、百姓毎の保有高・取米高・小物成が克明に記帳されており、保有高にたいする取米の割合は八〇~八三パーセント

セントと非常に高率になつてゐる。諸役を含めた全体にたいする取米の割合をみても大体同率で、但馬地方の農民の苦渋の様子がうかびあがつてくる。

定免と増免 但馬地方の農民により大きい難題となつたのが、定免の切替時に執拗に要求してくる領主の増免問題であった。年々の検見取りに苦しめられてきた農民は五年或いは一〇年の定免制をたてに生活を守つてきた。しかし、定免制の切替時にはまたしても増米の請負を命じてきた（四四）。これにたいして、農民は当然のごとく前年までの通りの定免延長を求めた（四五・四六）。増米を請けなければ定免を認められないとの強圧にたいして、連年の凶作を理由にそれを拒否し、三役連印の願書（五六）を提出していく。しかし、全面的に増米を拒否できず、桃嶋村は一升五合、津居山村は三合のように微量の増米を認める村もあつた（四七・四九）。

破免 定免制実施の中にあつて困るのは早魃・長雨洪水・大風・虫害等による凶作の発生であつて檢見願いた。大雨・洪水により五、六日も水底になり苗腐りをおこしたこと（五一）や虫害によつて損毛が甚大であったとき（五三）など「破免願」を出し、作柄の検見を上願するのは当然であった。しかし、破免願いも聞きいれられず（五四）、また、聞きいれられた場合も検見に要した費用はすべて百姓の負担になつた（五五・六一）。

(3) 村々の政治と農民統制

村役人と触れ状 江戸時代も中期をすぎると村々で階層分解が進行し、村役人・地主と村民・水呑百姓との間に矛盾が増大してくる。今津村におこつた庄屋給の引き下げ問題をめぐる庄屋と村民の

対立（六七・六八）もその一つであり、同時に小前百姓の成長をしめすものでもあった。庄屋の跡役を村中で相談し、入札によつて決めていったこと（七〇）は小前百姓の成長をしめす事例ともいえよう。

領主側の政治の動きを知る直接的史料が触れ状や条目である。享和二年（一八〇二）に、久美浜代官は領内の村々あてに出稼ぎ禁止、人返しの触れ状（七四）を出している。貧しい農民にとって「上方稼ぎ」は不可欠であつたが、出稼ぎのまま上方にとどまり、但馬にたちもどらないものが少なくなつた。農地は不毛の地になり、代官所は冬期の稼ぎは格別としても長期の出稼ぎは禁じ、立ち帰らざるものは厳重に調査し、人返しを命じた。

また、村々の「穢多・非人」身分のものに対しても田畠・屋敷を保有し、年貢米銀上納のものを詳しく調べ、書付けによつて報告することを追記のかたちで命じている。きびしい身分差別によつて排除する政策をとりながら一方において年貢納入者として役割を重視していたことをしめしている。

村 法 と 村法には領主からの触れ状に強い影響をうけ、それを具體化しただけの村法（八〇）と村の諸記録 民の生活を自らの力で守るために作成した村法（七八・七九）とがある。神事祭礼・盆踊り・狂言・歌舞伎の禁止、踊り狂言の諸道具の取り上げなど各村の細かい規制の段階から次第に但馬五郡の惣代庄屋の立会による「但馬五郡規定」（八二）にまで格上げを計り、規制を強化する動きが出て來ている。

村の生活を知る上で「小入用帳」は価値の大きい史料である。宝暦十一年（一七六一）の桃嶋村の小入用帳（八四・八五）は三月から十月までの年貢納入・そのための人足賃・村普譜諸費用・諸帳簿作成代・湯嶋や久美浜代官所までの出張費・船賃・郡中割等の農民負担が克明に記されている。今津村の「御用并

諸用留」（八七）も同様の内容で、より一層詳しい記載がみられる。

小入用帳にみられる村の経済生活にたいし、縁組・別家・火事・ききん・物価の変動・地震など様々な変事を寛保二年（一七四二）から安政三年（一八五六）まで一一四年にわたって記した「永代記録帳」（八六）も興味ぶかい史料である。

（4）農業の発達と争論

新田開発と用水の利用 きびしい農民統制、過重な経済的負担の枠の中につくても農民は懸命に生活を守り、育てていった。城崎地域でみられる享保・元文期（一七一六～四〇）にはじまる新田開発もその一つであった（八八・九〇）。また、新田開発以上に生産をあげていくため重要なものに用水・溜池の利用の問題があつた。海辺に近く円山川の流れを中心とした海拔ゼロメートル地帯にあつて用水の利用は溜池によるものが多かつた。用水場の設置（九二）や溜池の利用をめぐる村同志の対立はさけがたいものになつていつた。（九三・九四）。せまい田畑にしがみつくようにして生きていかねばならないこの地域の農民には溜池のためにつくられた堤は唯一の稻木（いなぎ）の設置場所でもあつた。溜池堤の利用をめぐる争論が非常に多い（九六・九七・九八・九九）のもこの地域の大きい特色である。

山野の利用——入会山争論の増大 用水利用と同時に入会山における丸敷肥料の利用が農業生産の重要な基盤であつた。封建支配に対応し、生活を守つしていくためには農業生産力の向上を計らねばならなかつた。そのためには肥料源として広範な入会山の存在は不可欠であつた。入会山をめぐる争論は郡境争論にはじまり、村境争論、村同志の入会利用権をめぐる争論へと発展していった。貞享二年（一六八五）の

宮代谷の入会争論は来日村と簸磯村の争いであり（一〇三・一〇四）、城崎地域における入会山争論の出发であり、その後一八世紀に入り、拡大し激化していった。そうした事例として、明和四～五年（一七六七）における今津・戸嶋両村の入会争論、文化五年（一八〇八）の樂々浦村・飯谷村の入会争論をあげることができる。

（5）産業と交通の発達

川魚と水運

農地が少なく、山野にも乏しい城崎地域の農民にとつて川魚業による収益は無視出来ないものであった。漁場侵害をめぐる樂々浦村と小嶋村の争論は延宝五年（一六七七）という早い時期にはじまっていた（一一四）。そして、天保期以降、魚場・網場をめぐる樂々浦・小嶋・今津村の対立（一二五～一二九）は次第に村の生活をかけた争論へと発展していった。引網稼ぎ、投網稼ぎによる大川筋の川魚と共に円山川の水運稼ぎも重要な役割を果していた。江戸の磯野八郎兵衛、福井与右衛門の両名によつて津居山湊の高瀬舟が運行されていった。八郎兵衛と与右衛門の両名は享保七年（一七二二）津居山・瀬戸・小嶋・桃嶋・湯嶋・今津・来日・簸磯の各村と相対証文を取りかわしている。それによると、高瀬舟の通行が田地の用水の障害にならないこと、船往来筋の村方に迷惑をかけないこと、普請などに必要な竹木は勝手に伐採せず、購入すること、田畠開いの土手・杭・柵に損傷をあたえた場合は弁済すること、川筋六カ村の川魚の妨げにならないこと等々農民の利益・権益を容認する（一三三）ことを前提にしていた。

高瀬舟による水運の発達とともに川筋の村々の「手船」による渡船、村の重立^{むか}つたものの出銀による渡

船の運行もうまれた（一三三）。明和五年（一七六八）の一月から七月にかけて今津村はほぼ毎日渡船の運賃収入を得ており（一三四）、五貫目以上の冥加金を上納している（一三五）。

（6）凶作・灾害・飢饉

享保・天明・天保の三大飢饉のうち、城崎地方に深刻な被害を与えたのは天明・天保の両度の飢饉であった。今津村の庄屋が久美浜代官所に提出した。天明二年（一七八二）の願い書（一四四）により飢人をみると、惣人数二七四人中二二六人（八二パーセント）で、男女とも葛根・木の実など懸命に拾い集め食に供していったが、白雪多く困窮し「百日分の夫食」の拝借を願い出ている。なんとか食べていただけるものは二七四人中四八人（一七・五パーセント）にすぎなかつた。とくに慘状をみせたのは天保の飢饉であつた。天保八年（一八三七）三、五、六、七月の一カ月ごとに調べた難渋人・病人・餓死人の記録は天保

天保 8 年の難渋人病人餓死人

天保 8 年		3 月人	5 月人
比 村	難渋人	283	355
	病人	60	69
	餓死人	11	9
樂々浦 村	難渋人	128	121
	病人	35	38
	餓死人	11	3
戸 嶋 村	難渋人	140	113
	病人	34	35
	餓死人	4	1

天保 8 年 6 月死者の様態
(1 カ月間)

1	老衰死	6 人	10.5%	61.4%
2	実病ニテ死	16	28.0	
3	飢饉死	18	31.6	
4	飢饉、時病ニテ死	17	29.8	
	計	57	100%	

飢饉のすさまじさをしめしている。例えば、気比村・染々浦村・戸嶋村の三カ村の三月と五月の難漁人・病人・餓死人の数字をみる「表」の通りである。気比村では天保八年三月一人、五月には九人が餓死している。

また同年六月の「死失人取調帳」(一五〇)によつて森組二三カ村の一ヵ月間の死者五七人の様態をみると、夭寿を成しとげて死去した人は六人(一〇・五%)、にすぎなかつた。飢餓死は一八人(三一・六%)、飢餓による衰弱に加え、時疫(伝染病)のため死亡したのは一七人(二九・八%)で飢餓との係わりによつて死亡したのは死者全体の六一・四パーセントであつた。

(7) 洪水・大風・地震の災害

深刻な飢餓の被害に加えて城崎地域の農民は地盤も低く毎年のように襲つてくる大洪水の被害に悩まされつづけてきた。寛政二年(一七九〇)の大兩の時も桃嶋村では三七軒中二二軒が床上まで侵水し、無難であつたのは僅か七軒のみであつた(一五二)。嘉永三年には前代未聞の大洪水に見舞われ、城崎郡の九ヶ村は生活に窮し二三〇両という大金の拝借を願いでている(一五四)。また、安政二年(一八五五)の大地震と大風の二重の災害のときは家屋の全壊が続出し、樹木の倒潰もすごい。

(8) 農民の団結と抵抗

城崎地域の農民は苛酷な封建支配に加えて自然の反乱、すなわち凶作・飢饉・洪水・大風・地震等々の圧迫から逃れられなかつた。生きていくためには弱い農民は身体を寄せあい、結束し、要求をまとめ訴状

を提出し、抵抗していく以外に道はなかつた。享保二十年（一七三五）、増徴に反対する城崎郡四三カ村の庄屋・年寄・百姓代三役の連名による惣百姓衆の訴訟一件がそれであり、その内容は銀納値段について極めて高免であつた豊岡町の売買値の銀四匁増の取立に反対することであつた。豊岡領の高免は毛付高にたいし七割五分であつたといわれ、その上に加えての増免はどうしようもなかつたのである。むしろ、豊岡領の平均値段の三匁引下げ値段の石代納にしてほしいと訴えている。

その後、城崎郡五〇カ村農民の行動が最も大きくなりあがつたのは延享三年（一七四六）の本書収載の一通の訴状（一八一、一八二）に幕府巡見使への惣百姓の訴訟行動であった。この二通の訴状は今津村上嶋家と楽々浦村瀬崎家の文書で、ほぼ同じ内容のものである。瀬崎家の文書には「明和二年（一七六五）二月、結村善治良これを写す」と記した袋の中に入つており、原本を書き写して保存していくものである。巡見使へ訴えたこの文書はこの二通以外にもあり、その字体は必ずしも同じではない。百姓の正当な主張を述べたこの訴状は城崎地方の農民にとって貴重な記録であり、多くの村で書き写し保存されていつたのである。その主な内容は、御料所になつた享保十二年（一七二七）から、平岡代官のとき「定免三分増」となり、さらに元文元年（一七三六）に豊岡領平均値段の四匁増免のごとく急速に年貢増徴が計られていつたこと、しかも三〜四割余の損毛・出水・風損にも検見引は認められず、検見引は一切なかつた。また、普請工事なども取り上げられず、すべて百姓負担の自普請を命ぜられた。このままでは百姓に田畠を手放し、町人の小作人に転落するほか道がないと訴えている。巡見使にたいしては、寛政元年（一七八九）四月にも城崎・氣多・養父・一方の四郡の惣百姓が訴状を提出し窮状を訴えている（一八三）。

第一節 村々の概要

1、城崎地方の支配

一、今津村の領主年代記

(上崎茂家所蔵文書)

壹万千百六拾七石壹斗三升五合	内
三千四拾貳石三斗八升壹合	
貳千八百六拾八石八斗	
貳千七百四拾貳石四斗貳合	
貳千五百拾三石五斗六升五合	
豊岡杉原伯耆守様已後御料	
承応三年より	
明暦二寅年	
万治二亥迄六年	

同三子年より	五味藤九郎様
寛文三卯年迄	右同人様
同四辰年より	彦坂平九郎様
同七未年迄	右同人
同八申年より	京極伊勢守御私領ニ罷成候
延宝元丑より同八申	
天和元酉より同三亥迄	
貞享元子より同四卯迄	右御同人
元禄元辰より同十六未迄	右同人
宝永元申より同十六未迄	右御同人
正徳元卯より同五未迄	右御同人
享保元申より同十一午迄	御同人
右五拾九年豊岡私領也	
当郡享保十二未年御上地罷成申候	
未申兩年	平岡彦兵衛様御支配
享保十四酉壹年	千種清右衛門様兩御支配
同十五戌壹年	佐々木佐太郎様御支配
同十六亥より丑迄三年	岡田庄太夫様御支配
右御同人様	
右御同人様	
五味備前守様	
御代官	
右御同人様	
同十六亥より丑迄三年	
万治二亥迄六年	

同十七年寅より元文五申迄七年 小林孫四郎様御支配

然共申年ハ検見又ハ御取箇 石原清左衛門様

寛保元酉より延享二丑迄五年 西田庄九郎様

延享三寅壱年御見分取箇 千種清右衛門様

同四卯辰二年 滝川小右衛門様御支配久美付

寛延一巳より申迄四年 小野佐太夫様

小野佐太夫様御支配生野へ帰り 堀江清次郎様

宝暦三酉より宝暦五年亥年迄三年御支配 天明八申年迄 真野四郎左衛門様

岩佐郷藏様御支配 天明六年御支配所

天明申暮より 生野稻垣藤四郎様御預り

びぜんちう笠岡菅谷弥十郎様御兩人御預り 寛政元年九月迄申酉二年九月迄

宝暦六子年より宝暦十三年己年迄二年 びぜんちう笠岡菅谷弥十郎様御兩人御預り

宝暦六子年より宝暦十三年己年迄二年 びぜんちう笠岡菅谷弥十郎様御兩人御預り

大野佐左衛門様辰十年御支配所成り

明和元申より 志村新左衛門様酉迄二年御支配所

明和戌年より 今井平三郎様明和八卯年六年之御支配

大野佐左衛門様辰十年御支配所成り

五丑 四子 三亥 二戌

六寅 七卯

(表紙)

八辰	小出縫殿
九巳	小出内記
十午	小出権之助
十一未	京極兵部
十二申 九月	杉原播磨守
十三酉 甲申より	朱印ノ寺社
十四戌 甲申より	妙見山
十五亥 甲申より	帝釈寺
十六子 甲申より	栗鹿
十七丑 甲申より	大明神
十八寅 甲申より	黒川大名寺
十九卯 甲申より	羽柴美濃守目代宮部善祥房
二十辰 甲申より	豊岡城開闢
二十一巳 甲申より	天正八庚辰
二十二午 甲申より	同九辛巳より
二十三未 甲申より	十一未迄三ヶ年間知行高三万五千石
二十四未 甲申より	仙石越前守
二十五未 甲申より	宝曆但馬大名領主
二十六未 甲申より	一四万八千石
二十七未 甲申より	一壹万五千石
二十八未 甲申より	一六千六百石
二十九未 甲申より	一三千石
三十未 甲申より	小出左京
三十一未 甲申より	木下助兵衛
三十二未 甲申より	十三酉迄二ヶ年知行高右同断

同十四丙戌より	知行高右衛門	尾藤久右衛門
十五亥		
十六子		
十七丑		
十八寅		
十九卯		
文禄元壬辰		
慶長元丙申		
同二丁酉迄右四年之間	知行右同断	
同三戊戌より		
同四未		
同二十一癸巳迄九年之間	明石右近之助	
元和元乙卯		
二辰		
三巳		
四午		
五未		
六申		
七寅		
八卯		
九辰		
十巳		
十一午		
十二未		
十三申		
十四酉		
十五戌		
十六亥		
十七子		
十八丑		
十九寅		

第一節 村々の概要

七酉 八戌 九亥 寛永元子
十六卯 十七辰 十八巳 十九午
廿未 正保元甲申
三寅 四卯 二酉 三戌
五辰迄右三十一年
同六巳二月より
七午 八未 九申 十酉
十一戌 十二亥 十三子
十四丑 十五寅

二丑 三寅 四卯
同六巳二月より
七午 八未 九申
十酉
十一戌
十二亥
十三子
十四丑
十五寅

杉原伯耆守

十六卯
十七辰
十八巳
十九午
廿未
正保元甲申
二酉
三戌
同四亥

慶安元戊子迄廿ヶ年之間

同二丑

子息杉原吉兵衛尉
舍弟杉原常刀

同三寅

同三寅

四卯

承応元壬辰

同二巳迄右五年間帶刀

同三甲午より豊岡城主改繩二付御料五味備前守支配

所

明暦元乙未

二申

三酉

万治元戌

一亥

三子迄右七ヶ年三万五千石

寛文元丑より

五味藤九郎支配所

同二寅

同三卯迄右三ヶ年

彦坂平九郎支配所

同四辰より

五巳

六午

七未迄四年之間
同八戌申より丹後田辺より御移京極氏

九酉

十戌

十一亥

十二子

延宝元丑

二寅

三卯

四辰

五巳

六午

七未

八申

天和元酉

二戌

三亥

貞享元子

二丑

三寅

四卯

元禄元辰

元禄元辰

二巳

三午

第一節 村々の概要

五子	四亥	三戌	二酉	宝永元申	十六未	十五午	十四巳	十三辰	十二卯	十一寅	十五丑	九子	八亥	七戌	六酉	五申	四未
----	----	----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

十一丙午迄	十巳	九辰	八卯	七寅	六丑	五子	四亥	三戌	二酉	五未	四午	三巳	二辰	七寅	六丑	正徳元卯
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------

右五十九年三万五千石
同 土肥之助 同 加賀守
京極伊勢守 甲斐守

同年壱万五千石二成 貳万石上地ノ分御料	疋田庄九郎 右三人御預ヶ支配 千種清右衛門
同十二未 同十三申年迄二ヶ年支配	御代官平岡彦兵衛 寛保元酉より 一戌
同十四酉 十五戌同	御代官千種清右衛門 延享元子 三亥
同十六亥生野 岡田庄太夫御支配	佐々木佐太郎 二丑迄五ヶ年
同十七子亥より三ヶ年丑迄 中嶋内蔵助湯嶋御陣屋	生野御代官小野佐太夫 右寅年九月より丹後久美浜御代官 滝川小右衛門
同十八丑 同十九寅より	同四卯 寛延元辰迄
同廿卯 元文元辰	生野銀山御代官 小野佐太夫
二巳 三午	同四卯 宝曆元年
三午迄四年 三酉より	生野付御支配
四未右六ヶ年 四戌	生野御代官岩佐郷藏
五申 五申	御代官石原清左衛門

第一節 村々の概要

五 亥	六子七月迄御支配	生野御代官斎藤新八郎	七 丑	八 寅	九 辰	十 巳	十一 午	十二 未	十三 未	十四 未	十五 未	十六 未	十七 未	十八 未	十九 未	二十 未	二十一 未	二十二 未	二十三 未	二十四 未	二十五 未	二十六 未	二十七 未	二十八 未	二十九 未	三十 未	三十一 未	三十二 未	三十三 未	三十四 未	三十五 未	三十六 未	三十七 未	三十八 未	三十九 未	四十 未	四十一 未	四十二 未	四十三 未	四十四 未	四十五 未	四十六 未	四十七 未	四十八 未	四十九 未	五十 亥																
西	生野平岡彦兵衛様御預り所	志村新左衛門定免	御代官大野佐左衛門	十一巳七月より久美浜御代官付	十 二 午	十三 未	十四 未	十五 未	十六 未	十七 未	十八 未	十九 未	二十 未	二十一 未	二十二 未	二十三 未	二十四 未	二十五 未	二十六 未	二十七 未	二十八 未	二十九 未	三十 未	三十一 未	三十二 未	三十三 未	三十四 未	三十五 未	三十六 未	三十七 未	三十八 未	三十九 未	四十 未	四十一 未	四十二 未	四十三 未	四十四 未	四十五 未	四十六 未	四十七 未	四十八 未	四十九 未	五十 亥																			
同 年 十 一 月 よ り	辻太郎左衛門様預り	平岡彦兵衛様御預り	万年七郎右衛門様御預り	万年七郎右衛門様配支	奥野総十郎様配支	天明元 丑	九 子	八 亥	七 戌	六 酉	七 月	五 申	同 七 月	四 未	三 寅	二 卯	一 寅	西	明和元 申	生野平岡彦兵衛様御預り所	志村新左衛門定免	御代官大野佐左衛門	十一巳七月より久美浜御代官付	十二 午	十三 未	十四 未	十五 未	十六 未	十七 未	十八 未	十九 未	二十 未	二十一 未	二十二 未	二十三 未	二十四 未	二十五 未	二十六 未	二十七 未	二十八 未	二十九 未	三十 未	三十一 未	三十二 未	三十三 未	三十四 未	三十五 未	三十六 未	三十七 未	三十八 未	三十九 未	四十 未	四十一 未	四十二 未	四十三 未	四十四 未	四十五 未	四十六 未	四十七 未	四十八 未	四十九 未	五十 亥
四 亥	今井平三郎様	平岡彦兵衛様御預り	万年七郎右衛門様御預り	万年七郎右衛門様配支	奥野総十郎様配支	天明元 丑	九 子	八 亥	七 戌	六 酉	七 月	五 申	同 七 月	四 未	三 寅	二 卯	一 寅	西	明和元 申	生野平岡彦兵衛様御預り所	志村新左衛門定免	御代官大野佐左衛門	十一巳七月より久美浜御代官付	十二 午	十三 未	十四 未	十五 未	十六 未	十七 未	十八 未	十九 未	二十 未	二十一 未	二十二 未	二十三 未	二十四 未	二十五 未	二十六 未	二十七 未	二十八 未	二十九 未	三十 未	三十一 未	三十二 未	三十三 未	三十四 未	三十五 未	三十六 未	三十七 未	三十八 未	三十九 未	四十 未	四十一 未	四十二 未	四十三 未	四十四 未	四十五 未	四十六 未	四十七 未	四十八 未	四十九 未	五十 亥

御上より役人仕候武七郎

同野村様京極様二月より来日□川堀并谷川替
有之候来日□はなより向松たけ山上岩ニ渡り

九拾間塙谷大四郎様九月九日着

五巳
六午
七未

八申十一月

生野

豊岡御預り

享和元酉

二戌

三亥

寛政元酉九月

二戌十二月米納被仰付御願申候

野村權九郎様御配支

文化元子三月十二日触

二丑

三寅

四卯

五辰

六巳

七午

八未

九申

十酉

十一戌

野村豊岡京極様十一月鮎巻新川堀

十二申

十一未

十二亥

十一未

十一未

九申

八未

七午

六巳

五辰

四卯

三寅

二丑

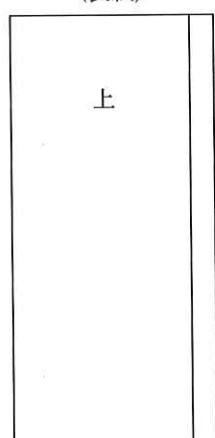
第一節 村々の概要

- 平岡様御越十三子 子□共御替り被極候
十二月三日着 御代官様
- 寛文六丙午 山崩大洪水 御支配彦坂平九郎
同七未
- 十四丑
- 度
- 明和六己丑十一月 湯嶋へくちなわ出 寒中ニ温泉寺
ニまむし出
- 同年五六月 大竹ニ餅の如之物成
但し大サ茶碗程竹之大小ニ隨桃嶋之内新田屋家
上成
- 同年五月ニ丹波ヘ松芋出ル。山城幾内ニハ柳餅成。
稻ニ俵の如物成
- 同七八寅 大ひでり
- 同八卯 大ひでり
- 但し五月より伊勢ぬけ参り。国々難算
同年 髪の毛ふる。山城より東国但し長八寸より壹
尺六七寸
- 宝暦六丙辰七月廿一日朝六ツより晩六ツ迄大汐
宝暦五乙亥 五穀高値飢死多し
- 元文元丙辰七月廿一日朝六ツより晩六ツ迄大汐
宝暦十二壬午七月十六日 大洪水山崩
- 八月八日 大凶年
- 明和四亥年 寒中ニ竹の子生養父郡所々小嶋村徳兵衛
安永改元辰
- 家上生

同三卯	天明元辛丑	同九子	同八亥	寛政年中内二長崎山	竹二亦餅様者なる也	文化九申年 寒竹出生。尤三月朔日 人見出其 竹□少外より青サうつし打見聞ハ音やわらか成 音ゑた長廿壹尺五寸計葉少出生ついに七月時分 立がれ申候其竹誠ニやわらか成事前代見聞大雪 三月三日雪多有六月朔日所々ニ雪有申候	萬年七郎右衛門様	同四辰
同二寅	真野四郎左衛門様						同五巳	
同六酉							同六午	
同七未							同七未	
同八申							同八申	
						奥野総十郎様		

三、牢番の費用と牢の経費 (1)

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)



雲州糸郡森村出生

無宿石藏

当卯二十才

勢州東成郡長谷村出生

無宿次郎吉

第一節 村々の概要

当卯十九才

当七月十一日入牢被仰付候

当卯三十四才

当卯三十三才

当卯三十三才

一 壱匁八分

牢番式人

番賃

一 弐匁弐分

右牢番式人

飯代

一 五分五厘

入牢式人合

米壹升代

メ五匁弐分七厘五毛

壹昼夜分

当七月米値段

当七月十一日分同十四日迄

壹昼夜分

平均五十五匁弐分

此分メ式拾壹匁壹分

三人分

一 三分

味噌塩薪代

式人分

壹昼夜分

四匁八分五厘

当七月朔日分同十日迄

幸七

尾州海東郡津嶋橋詰町

当七月十七日入牢被仰付候

當卯三十三才

一 弐匁七分

牢番昼夜

三人番賃

右三人飯代

入牢人四人

下總国相馬郡木遣り村出生

無宿 與吉

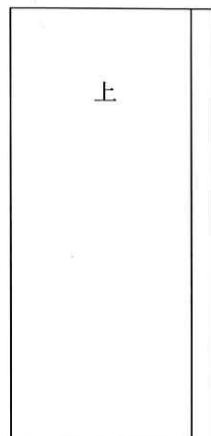
一 壱匁壹分

一 三匁三分

一 壱匁壹分

一六分	米式升○代
七夕分	味噌塩薪代
四人分	惣メ壱貫三百八拾壱匁式分式厘五毛
壱昼夜分	七月八日
一薪炭拾貫目	八月九月壬九月十月迄壱ヶ月拾五メ目ツ、
一同六拾貫目	十一月分
一九拾貫目	此俵六拾俵 壱俵壱メ五百匁ツ、当テ
一代五拾四匁 平均値段壱表ニ付九分替え當テ	右三人飯代 入牢人五人
一拾六匁三分四厘	米式升五合代
当七月迄十一月迄入牢人五人之分ちり紙壱日二 壱人ニ付式文ツ、	八月九月壬九月十月十一月壱升ツ、
七月分八合	一燈油五升八合
五人分	壱升ニ付値段四匁八分替へ
壱昼夜分	番所
八月九月壬九月十月十一月壱升ツ、	八月九月壬九月十月十一月壱升ツ、
当八月十六日迄十一月晦日迄	此日数百三十三日分
八匁壱分二厘五毛	八匁壱分二厘五毛
此日数百三十三日分	八匁壱分二厘五毛

(表紙)



四、牢番の費用と牢の経費 (2)

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

惣合壱貫五百拾壱匁四厘五毛

入牢人壱人二付式枚ツ、五人分

一 三匁八分 蔡拾枚代

メ百式拾六匁式厘

一 同式拾七匁八分四厘

一 右同断

壱夜三夕三才之御手当テ

代式拾七匁八分四厘

当卯式十才

牢番昼夜番賃

九分

右牢番人飯代

米五合代

一 壱匁壹分

味噌塩薪代

一 式分五厘

一 壱分五厘

一 メ式匁四分

一 昼夜入用之分

一 十二月朔日令同月十八日迄

此分メ四拾三匁式分

此時入牢人式人二御座候ニ付入用割訛ニ御座候

一 壱匁八分

牢番式人昼夜番賃

一 式匁式分

右牢番式人飯代

一 式分五厘

入牢人米五合代

一 壱分五厘

味噌塩薪代

メ四匁四分

一 昼夜入用之分

十一月十九日令当五月九日迄此日数小を引

雲州久米郡森村出生
無宿 石藏

メ百三拾九日

此分 六百拾壹匁六分

此分 弐百四拾目

三口メ八百九拾四匁八分

薪炭十二月正月二月

壱ヶ月

伝兵衛伴

無宿 次郎吉

当卯十九才

同三月四月

十五メ目づつ
壱ヶ月

右之者当五月十日入牢被為仰附候二付入牢人弐

同五月六月同

人ニ相成候

十貫目づつ

一四匁

牢番昼夜弐人

炭目方メ百拾貫目

一五分

牢番賃飯代此

壱俵壱貫五百目与当平均壱匁づつ之当

一五分

入牢人米壹升代

此代 七拾三匁三分三厘

一三分

番賃飯代此

此内四匁五厘引

是ハ寅十二月朔日令同月十八日迄但

一三分

味噌塩薪代

馬美含郡下岡村之者入牢ニ付此筋之割當而残六拾九匁

一三分

式人 分

式分四厘

メ四匁八分

十二月朔日令当六月晦日迄炭代之分

一昼夜分

一 番所燈シ油十二月正月二月

五月十日令六月晦日迄此日數小を引

メ五十日

壱ヶ月ニ壱升づつ

同三月四月五月六月壱ヶ月ニ八合づつ

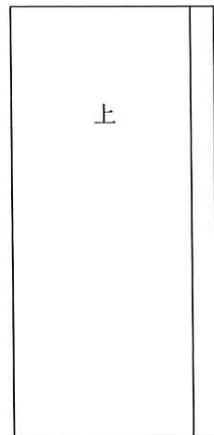
(表紙)

但馬養父郡横いき村
無宿 亀藏

此分式十五泊

播州惣ノ八代出生

上



五、牢番の費用と牢の経費

(3)

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

惣メ九百九拾八匁六分八厘

三口メ百三匁八分八厘

一四匁八分八厘 ちり紙代

寅十二月朔日迄当六月晦日迄之分

一昼夜式厘づつ當

右之者當御支配所江入込盜賊致し候ニ付差押江去ル十
一月十六日迄当二月十日迄嚴敷差留置以來御支配所江
不立入様申聞相拠御事

此分八十三泊り

丹波龜山出生

無宿 清治郎

年廿五才

右之者盜惡事致し候ニ付去ル十一月十六日差押江当二月
十日迄差留置相拠候御事

此分五十四泊り

但馬手辺出生

無宿 丈三郎

右之者當御支配所江入込御法度之筋相背徘徊致し候ニ
付差押江去ル十一月廿六日迄十二月廿一日迄手当致し

置相拠候者

油メ六升式合

此分 式拾九匁七分六厘

油壺升二付四百八拾文がヘ

年廿九才

右同断御法度之筋相背徘徊致し候ニ付差押江去ル十一月廿七日迄十二月廿一日迄差留置相拵候者

此分式十四泊り

無宿 勝蔵

無宿 竹松
年式十六才

当国中郡新治村

無宿 六藏

年式十三才

右之者當御支配所江入込盜賊致し候ニ付差押江當三月

五日迄同月廿六日迄差留置相拵候者

此分式十一日泊り

当國宮津出生

無宿 仙吉

年式十一才

右之者是迄度々當御支配所江入込小盜致し候者ニ付差

押候處猶此度入込候ニ付差押江五月七日迄同六月十五

日迄差留置相拵候御事

此分三拾九泊り

京都出生大坂墨入

播州古地庄村

無宿 竹藏

年十九才

右之者小盜致し候心得ニ而御郡中徘徊致し候ニ付差押江當五月十八日迄同六月十五日迄差留置相拵候御事

此分式拾五泊り

江州志賀郡

新在家村

無宿 市藏

年三十一才

右之者大坂墨入盜賊ニ而入込候ニ付差押江四月廿八日迄同六月十五日迄差留置相拵候もの

此分四拾七泊り

但馬美含郡一日市村

無宿 吉藏

年十九才

右之者當御支配所江入込盜ミ惡事致し候ニ付是適度々

差押江相仮候處此度立帰盜賊致し候ニ付当五月五日今

同六月十五日适差留置相仮候もの

此分四拾一泊り

播州

無宿 治郎吉

右の者當御支配所ニ而盜賊致し候ニ付差押江五月五日

今当五月十日适手當致し置

此分五泊り

無宿 坊主

弁善

右之者當御支配所ニお為て盜ミ惡事致し候ニ付当三月

十五日今同月廿九日适差留置相仮候御事

此分十四泊り

肥後国八代郡

長崎御支配所之由

五ヶ庄二重村

文右衛門

年三十二才

同女房 つる

年式十六才

嘉兵衛

年五十二才

同女房 たや

年四十五才

金時

年廿才

弟 嘉吉

年十二才

金藏

年四十式才

太郎

		メ八人二重村之者之由	年十四才
		同国同郡同御支配所之由	年十六才
	板木村	右拾六人之者賃薬商いたし当御支配所江入込候ニ付差押江当三月朔日令同月七日迄差留置以来当御支配所江不出入様嚴敷申聞相拵候御事	
	新兵衛	右十六人之者六泊り宛	
	年式十四才		
	妹 いて		
	年十三才	惣合五百五拾九泊り	
	喜兵衛	此分メ九十六泊り	
	年四十六才	百三拾九匁七分五厘	
	同娘 ゆい	此代	
	德市		
	年二十才	壹分五厘	
	同妹 つい	米代壹人前三合當	
	年十五才	八厘	
	同妹 つい	味噌塩薪代	
	年二十五才	貳厘	
	弁藏	ちり紙代	
	右壹泊入用		
	薪炭		
子之吉	十二月 正月 二月 壱ケ月二貳拾貫目宛		
年二十一才			

同 三月 四月 壱ヶ月拾五貫目づつ

同 五月 六月 壱ヶ月ニ拾貫目づつ

右十二月今当六月十五日迄六ヶ月半

此炭目方百五貫目 壱俵ニ付壹貫五百目

此俵数 七拾俵 代七拾目 平均壹匁當

番所燈し油

十二月 正月 二月 壱ヶ月ニ壹升宛

同三月 四月 五月 六月 壱ヶ月ニ付八合づつ

六ヶ月半此油 メ 五升八合

壹升ニ付四百八拾文

此銀 貳拾七匁八分四厘

右メ 貳百三拾七匁五分九厘

外二百九拾三泊り

右之盜賊悪党者手当致し置候付昼夜壹人

ヅツ番手当者入用

一十三泊り

是者貨薬売候もの十六人手当致し候節其筋懸り

之番人出張人分

右貳口メ貳百六泊り代貳百六拾七匁八分

壹泊リ三分二厘

六、番人の諸費用の書き上げ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

上

当七月七日夜九ツ時下ノ宮村御百姓衆ノ由八人計其
外番人差添申聞候ハ湯嶋大和屋ニ而相客を切付候者、
今夕五ツ半時釜田村辺ニ出右ニ付番人差押ニ掛リ候
處、宮井村番人數ヶ所切ら連直様相果候様子かげ村
番人福田村番人はも生死不知別而馬地村御百姓衆毫
人切ら連是も命ハなき様子其外疵受候者追々有之候
由、何分大変之事故有増し見聞相達し候与御座候ニ
付直様御上様江此段奉申上右手当ニ差掛リ候始末御

一座候御事

一金拾兩

右当七月七日夜豊岡御家中小頭様より平右衛門持借仕

播州へ持參致候金子七月より九月迄利足三ヶ月分

銀貳拾三匁五分三厘

元利銀

六百七拾三匁五分三厘

九月廿日御返上申上九月令十二月迄四ヶ月半利足

銀三拾六匁三分七厘

元利

メ銀七百九匁九分

七月七日夜先手当銀

一金壹兩貳分

代九拾七匁五分

当郡柄谷番人

ク三谷番人

ク友重番人

ク新庄番人

同

一金壹分貳朱

代貳拾四匁三分七厘

是八十樂新兵衛様早飛脚二面播州姫路より高砂迄參

り候小遣入用之分

右一件二付手当銀播州高砂迄參候入用

同

一銀拾八匁

播州ニ而取替候分同人江相渡ス

同

一金壹兩三分

代百拾三匁七分五厘

但馬烟上番人

飯谷番人

当郡壹分番人

右三人ニ相渡畑上飯谷番人

二人但馬上郡より壹分番人

但馬今野村番人播州高砂まで參り入用

同

一金壹分貳朱

代貳拾四匁三分七厘

当郡柄谷番人

ク三谷番人

柄谷村番人

第一節 村々の概要

同

一金壱両三分札三分

代百拾四匁五厘

当郡 切畠番人

長野番人

蒲井番人

芦原番人

上ヶ畠番人

ク

右連中之者播州高砂まで参り候入用之分

同

一札拾五匁六厘

湊番人

是ハ但馬上郡迄参り候節小夫取替候分同人へ相渡

ス

一銀百目六分七厘

一札拾三匁六分八厘

但馬大谷番人

上郡辺手当ニ参り候節小遣取替候分同人江相渡ス

一日市村番人

竹野郡間人番
豊岡御領分

同

一銀五匁五分五厘

是ハ七月十五日雲八外番人手當之者豊岡達幸七召

連ニ参候入用之分

当郡 佐野番人

布袋番人

丸山番人

浦明番人

播州高砂迄入用銀取替候分布袋番人へ相渡ス

一札九分八厘

丸山番人
浦明番人

豊岡ニ而取かへ候分相渡ス

七月十日出立

一銀百目六分七厘

右兩人之者播州より大坂并ニ京都江参り候節人用

壹匁ニ付三十五匁カヘ

一札拾貳匁
右一件入用わらんじ百五拾足代

壹足ニ付代八文ツ、

一札壹匁六厘

メ銀四百七拾三匁八分九厘

中郡新治番人

同人取替候分相渡ス

メ札百貳拾九匁貳分八厘

一札五匁五分

メ銀百貳拾六匁七分三厘

同

二口メ六百目六分貳厘

当郡丸山番人

此銀百貳拾六匁七分三厘

右一件ニ付但馬江参り候節小遣之分相渡ス

七月分十一月迄利足

同

利銀五拾目四分五厘

一札三拾貳匁三分三厘

惣メ六百五拾壹匁七厘

同

七月払

生野銀山迄参り候入用

利銀五拾目四分五厘

同神崎番人

七月分

同平田番人

利銀五拾目四分五厘

同

一札拾貳匁

一札拾壹匁四分貳厘

幸七牢屋迄かごちんまし下ノ宮村人足へ渡ス

是ハ一件ニ付ろうそく入用掛目四百匁代

一札貳匁

与吉牢屋迄かごちんまし湯嶋村人足へ相渡ス

一札三匁五分

一同三匁貳分五厘

右者与吉かつ湯嶋ら当処へ連帰り候節入用又引払

之節入用之分

一札三匁

右一件二付飛脚ちん平田村久八様へ相渡ス

一札三匁

十樂久五郎様文助様兩人七月七日夜次田村番人まで并ニ布袋村へ飛脚ちん相渡ス

一札貳匁

十樂勘三郎様右一件二付ゆしまへ飛脚ちん相渡

一札三匁四分六厘

下ノ宮村重左衛門様ら書付參り右相払

一札貳拾匁六分三厘

同村重左衛門様ら書付參り候節相渡ス

一札貳匁三分九厘

同村四郎右衛門様ら書付參り右相払候分

一毫匁

七月二十八日此時小遣

同

一札八匁三厘

同村十右衛門様ら書付參り候節相払候分

四口

メ札三拾四匁五分五厘

七月十九日大篠岡村番人江相渡ス

同

一札五拾貳匁七厘

右者湯嶋村番人方ニ而播州かぎ万称ぢ吉与吉かつ

外に老人博奕打右之者差押取調中諸向入用物外

一金壹両

宮井村番人

七月七日夜右悪堂者四人釜田村ニ而差押ニ取掛り

候處右四人一同切付相果候ニ付諸向取片付手當与
して右番人親共へ差遣し候

使永富番人

右同人取かへ渡ス

同御領分

一札式匁

福田村番人

十樂漆屋様ゆしま行飛脚ちん相拵

メ銀六拾五匁

右場所ニ而左之手多分切ら連候ニ付養生手當テ差遣候

札メ百式拾匁三分七厘

此夫 栄谷村番人

此銀百拾八匁

友重村番人

二口銀メ百八拾三匁

一札拾壹匁七分八厘

利 拾五匁三分七厘 七月々十二月迄六ヶ月利

右一件ニ付但馬ヘ參り候節何角入用之分栄谷番人

足也

友重番人兩人江相渡ス

物メ銀百九拾八匁三分七厘

八月三日

一札式匁

是ハ弥ぢ吉引拵之節わらじ錢ニ差遣し候

豊岡御領分

かげ村番人

一札式匁

是も同人女房へ遣し候

切畠番人

一金式朱

右ハ釜田村ヘ欠付ケ取掛リ候処右之腕多分切ら連其節生死之躰も難知候ニ付養生料として遣し候

五日

是ハ播州ニ而取替居候分八月ニ同人江相渡ス

一金三分

七月九日右一件手当之者

生野番人々借用之分八月三日但馬野坂村番人使二

而相渡ス

一札九匁九分九厘

右野坂村番人生野行之節取替候小遣之分相渡ス

右八月分

メ銀三百三拾三匁三分三厘

札ノ武拾五匁七分七厘

此銀武拾五匁武分五厘

二口メ銀三百五拾八匁三分八厘

利銀武拾五匁八分 八月より十二月迄五ヶ月分利

足

メ銀三百八拾四匁三分八厘

九月廿四日

一金壱兩壹分

豊岡平右衛門人々取替候金子九月廿四日二相渡ス

同

一銀拾三匁四分

右同人より取替之分相渡ス

同

一金壱兩

右同人方へ

右一件二付所々番人手当出入諸向入用之分相渡ス

九月廿五日

一札壹匁武分七厘

右一件二付奥佐野村番人厚く世話ニ相成候手当ニ

遣ス

同

一札壹匁武分七厘

右一件二付但馬上ヶ石村番人厚く世話ニ相成候手

當ニ遣ス

同

一札壹匁武分七厘

但馬手辺村番人右同断

同

品物代

一金壱分二朱

右但馬宵田村番人取替候分相渡ス

但馬竹田村番人右一件ニ付厚くセ話ニ相成候手当

同

一札壱匁弐分七厘

右同断セ話ニ相成候手当ニ遣し

品物代

一札壱匁弐分七厘

但馬宿南村番人右同断セ話ニ相成候手当ニ遣し

品物代

一札式拾八匁八分四厘

右一件ニ付但馬八鹿村番人より用之分相渡ス

品物代

一札式拾八匁八分四厘

右同断厚くセ話ニ相成候手当ニ遣し

品物代

一札式拾八匁八分四厘

右一件ニ付但馬八鹿村番人より用之分相渡ス

品物代

一札壱匁弐分七厘

右同所番人方ニ而諸向入用之分相渡ス

同

一金壱両

但馬養父村番人より手当之者かり用之分相渡し候金

子

一札壱匁弐分七厘

品物代

同断番人厚くセ話ニ相成候手当ニ遣し

相働候ニ付手当相渡し置候

一札壱匁弐分七厘

品物代

二遣し

一札八匁

但馬堀畠村番人ニ而右一件ニ付入用之分相払候此

時堀畠村迄飛脚ちん壱匁

同廿六日

一札四匁

但馬生野番人江相渡ス

同

一札壱匁弐分七厘

右生野奥金谷番人一件ニ付厚くセ話ニ相成候手当

二遣し

同

一金壱分

札壱匁弐分七厘

品物代

是ハ播州福本番人頭右一件ニ付姫路高砂込も出張

一金

札壱匁式分七厘

是ハ播州姫路番人頭伊左衛門方へ欠付一件手当相

願候処早速承知致シ同人相役頭分之者角三郎佐助

佐五郎評定之上御掛り之御役人様へ奉申上厚手当致吳有之候ニ付右手当相渡し候

同廿八日

一金壱分

札壱匁式分七厘

姫路番人頭角三郎右同断ニ付相渡ス

同

一、金武朱

札壱匁式分七厘

右同断番人頭佐助右同断ニ付相渡ス

同

一、金武朱

札壱匁式分七厘

右同所番人頭佐五郎右同断ニ相渡ス

品物代

同

一、金武朱

札壱匁式分七厘

播州鹿鳴番人頭右姫路同様相勵候ニ付手当ニ相渡

し置候

同

一、金武朱

札壱匁式分七厘

同所番人頭右同断ニ付手当相渡し置候

品物代

一、札三匁

播州白国村番人右手当ニ付入用相渡ス

一、札八分

是ハ姫路右白国へ飛脚ちん払

九月廿五日出立
一銀六拾匁四分 雲八

永富番人

右一件ニ付手当之節厚く手当御世話ニ相成其節

所々ニ而手当之者小遣かり用致候分引払別而姫路

品物代

御領分厚爲騒候ニ付挨拶京都悲田院々諸国へ厚御

一札四匁四分五厘
渡ス

手當有之候ニ付此段申立方但馬々播州姫路夫々京

但馬河谷村番人取替居候分相渡ス

都迄參り候分

拾弐泊り 百八拾文宿料八拾文昼遣し

銀メ四百弐匁六分八厘

メ弐百六拾文壱人分一日之引当テ

札メ百三拾弐匁三厘

同一銀拾匁

右ハ京都ニ而厚御セ話ニ相成候方へ入用もの

二口メ銀五百三拾弐匁四分四厘

同一札拾九匁六分

利三拾壱匁九分三厘 九月々十二月迄四ヶ月利足

是ハ南谷小屋ニ而右一件ニ付諸入用申出候間柄江

メ五百六拾四匁六厘

村番人江九月廿四日ニ相渡ス

惣メ銀弐貫五百七匁五分八厘

同一札九匁四分四厘

利三拾壱匁九分三厘 九月々十二月迄四ヶ月利足

下ノ宮村与十郎様方其外入用之由是も柄江番人江

メ五百六拾四匁六厘

相渡ス

一ヶ七日朝ゆし満刃手当

二人壱飯

同一札九匁八分五厘

一ヶ昼豊岡向手当

三人壱飯

但馬岩井村番人日坂番人手当之節取替候分右兩人

一ヶ昼豊岡向手当

三人壱飯

二相渡ス

一ヶ

一ヶ夕三原崎張番

四人壱飯

七月七日夜口馬地々南谷道筋張番人用三谷番人相

一ヶ

一札四匁

一ヶ

四人壱飯

三人壱飯

四人壱飯

第一節 村々の概要

一同	一夕三原峠張番	三人壹飯	一同夕飯
一同昼	一夕馬地谷張番	四人壹飯	三人壹飯
一同	一夕張番出入	十人壹飯	三人壹飯
一同	一夕夜明ヶ方組合番人但馬へ参り手当	八人壹飯	三人壹飯
一同	一夕八日朝下宮へ飛脚	二人壹飯	七人壹飯
一同	一夕同断手当之者	十三人壹飯	十三人壹飯
一同	一夕下宮ゑ飛脚帰り	壱人壹飯	九人壹飯
一同	一夕但馬方へ向手当人	十二人壹飯	三人壹飯
一同	一夕手当出入	五人壹飯	六人壹飯
一同	一夕七月九日朝豊岡ゑゆし満江参り者	壱人壹飯	三人壹飯
一同	一夕但馬方ゑ帰り者	六人壹飯	六人壹飯
一同	一夕夜	十四人壹飯	武人壹飯
一同	一同夜諸方ゑ見舞	十人壹飯	三人壹飯
一同	一同但馬ゑ歸ル者	六人壹飯	武人武飯
一同	一七月十日朝手当人出入	十人壹飯	五人壹飯
一同	一同	八人壹飯	六人壹飯
一同	一同	四人壹飯	六人壹飯
一同	一同	四人壹飯	壱人壹飯
一同昼	一同	三人壹飯	武人武飯
一同	一同	尋ニ参り候者	五人壹飯
一同	一同	一宮津番人頭ゑ一件手当方	六人壹飯
一同	一同	一宮津番人頭ゑ一件手当方	七人壹飯
一同	一同	一宮津番人頭ゑ一件手当方	九人壹飯

一峯山々見舞者	二人壺飯	一同夕是ハ諸方々手当一同引取	四十一人壺飯
一同夜	四人壺飯	一同十六日朝	十五人壺飯
一十四日朝	三人壺飯	一同昼	十五人壺飯
一同	四人壺飯	一同夕	六人壺飯
一同	五人壺飯	一七月十八日夜組合番人出張諸向相勤候者三人壺飯	十人壺飯
一同	十人壺飯	一同十九日朝	三人壺飯
一同夜田辺々一件手当方尋參り候者泊り一人分	十一人壺飯	一同昼	三人壺飯
一同	四人壺飯	一同夜	三人壺飯
一同夜	二人成	一同廿日朝	三人壺飯
一七月十五日朝	十二人壺飯	一七月廿七日夜野垣番人	三人壺飯
一同昼播州々幸七連帰り	八人壺飯	一同廿八日朝	壺人壺飯
一同	廿五人壺飯	一同昼	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同昼称ぢ吉	壺人壺飯
一同	八人壺飯	一同与吉女房	壺人壺飯
一七月十五日昼出石々見舞	武人壺飯	一八月三日野垣番人	壺人壺飯
一同出入手当者	六人壺飯	一同四日	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同五日朝	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯
一同	三人壺飯	一同	壺人壺飯

一八月六日

一同十日

一同夜

一同十一日

一八月十一日昼

ノ四百四拾壹飯

壹泊り壹匁三分

壹飯二付四分三厘ツ、

此分百九拾目九分六厘

右惣合式貰六百九拾八匁五分四厘

右一件諸向勘定

雲八

丸山番人
永留番人
栃谷番人
友重番人

見など谷
一中田三畝
あわら谷
一下田四畝九歩

忠右衛門
清五郎
藤左衛門

一下田四畝三歩

同所

二人壹飯

二人壹飯

三人壹飯

二人壹飯

二人壹飯

二人壹飯

右之者立合之上取調奉差上候御事

切畠番人

2、検地の実施——検地帳と地詰帳

七、桃嶋村延宝四年の検地帳

(秦忠雄家所藏文書)

丙	延宝四年
城崎郡之内桃嶋村地詰帳	
辰三月日	

一下烟三畝拾五歩	神崎	藤左衛門	松ヶ脇
一中烟九歩	同所	惣兵衛	清右衛門
一下烟拾五歩	同所	伝蔵	藤右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	惣兵衛	惣分 ^(マツ)
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	佐右衛門後家
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	佐右衛門後家
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	佐右衛門後家
一下烟拾五歩	同所	忠右衛門	佐右衛門後家
一中烟廿七歩	同所	市郎右衛門	市郎右衛門
一中烟拾貳歩	同所	清右衛門	清右衛門
太郎右衛門	同人	清右衛門	清右衛門
一中烟六歩	同所	太郎右衛門	太郎右衛門
一中烟六歩	同所	惣兵衛	惣兵衛
一中烟九歩	同所	惣兵衛	惣兵衛
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝三歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝三歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝九歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝九歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝九歩	大たき	忠右衛門	忠右衛門
一下烟拾八歩	大たき	忠右衛門	忠右衛門
一下烟廿七歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟四畝廿四歩	ゑひ寿山	忠右衛門	忠右衛門
一下々烟拾貳歩	むかひ	忠右衛門	忠右衛門
一稗田壱畝	同所	忠右衛門	忠右衛門
一中烟廿七歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一中烟拾貳歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一中烟拾貳歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一中烟九歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門
一下烟壱畝廿四歩	同所	忠右衛門	忠右衛門